

東大阪市教育委員会令和3年2月定例会

1 日 時 令和3年2月15日(月)
開会 午後2時00分
閉会 午後3時23分

2 場 所 市庁舎18階 会議室1及び会議室2

3 出席者 (委員)

教育長	土 屋 宝 土
委 員	山 中 雅 仁
委 員	秦 卓 宏

(出席説明員)

教育次長	大 原 俊 也
教育次長	諸 角 裕 久
学校施設整備監	北 林 康 男
学校教育部長	岩 本 秀 彦
学校教育部参事	森 田 好 一
社会教育部長	福 原 信 吾
教育政策室長	永 吉 勝 則
学校教育部次長	来 田 茂
社会教育部次長	安 井 晶

4 議 事

【土屋教育長】

ただ今から、東大阪市教育委員会令和3年2月定例会を開会いたします。本日の会議録署名委員は秦委員にお願いいたします。なお、堤教育長職務代理者及び村上委員につきましては、本日の会議を欠席する旨の届出がされておりますので、ご報告致します。

本日の会議でございますが、日程第1「議案第3号 令和3年度東大阪市学校教育基本目標・重点目標策定の件」から日程第6「議案第8号 いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づく調査の件」までを議題といたします。それでは、ここでお諮りいたします。日程第3「議案第5号 市立義務教育諸学校教職員（管理職）異動内申の件」、日程第5「議案第7号 令和3年度東大阪市奨学生（入学準備金）決定の件」及び日程第6「議案第8号 いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づく調査の件」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開とし、他の議案審議・報告ののち、審議いたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【各委員】

（異議なしの声あり）

【土屋教育長】

ご異議なしと認めます。よって、本案件の審議につきましては、非公開とし、他の議案審議・報告ののち、審議することといたします。それでは、議案の説明をお願いいたします。

【大原教育次長】

それでは、議案の説明をさせていただきます。

日程第1「議案第3号 令和3年度東大阪市学校教育基本目標・重点目標策定の件」につきましては、令和3年度の学校教育にかかる基本目標及び重点目標を定めるもので、基本目標として「すべての子どもに生きる喜びとあすをつくる力を」、また重点目標として

「総合的視点に立つ教育の推進」、「人間尊重に徹した人権教育の実践」、「信頼に応える学校園づくり」、「学校園・家庭・地域の協働」の4点を掲げ、これらの推進を図っていくものでございます。

続きまして、日程第2「議案第4号 第四次東大阪市生涯学習推進計画策定の件」につきましては、現行計画が計画年度を令和2年度までとしていることから、新たに令和3年度から計画期間を10年間とする「第四次東大阪市生涯学習推進計画」を策定するものでございます。生涯学習推進計画は、市民が生涯にわたって、いつでもどこでも自主的、自発的に学習に取り組めるように、平成5年3月「東大阪市生涯学習推進計画」を策定し、後継計画として平成15年3月「第二次東大阪市生涯学習推進計画」、そして現行計画である「第三次東大阪市生涯学習推進計画」は平成23年3月に策定しております。この度の「第四次東大阪市生涯学習推進計画」の策定にあたりまして、当該計画には市長事務局に権限がある事務も含まれておりますため、本日、当該計画の教育委員会としての決定をいただければ、市長の決裁を経まして、計画として確定するものでございます。

続きまして日程第4「議案第6号 令和2年度教育委員会表彰被表彰者決定の件」につきましては、文化活動において特に優秀な成績をあげた本市立学校の児童を、東大阪市教育委員会表彰規則第2条に基づき、教育委員会表彰被表彰者として決定するものでございます。

以上でございます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご決定を賜われますようお願いいたします。

【土屋教育長】

審議していただく議案について一括して説明がありましたが、令和3年度東大阪市学校教育基本目標・重点目標について、詳しく説明をしてください。

【諸角教育次長】

まず表紙を開けていただいてはじめにの部分ですけれども、昨年度と大きく変わる部分

につきましては、まず1点目2行目のところで、昨年度までは「人生100年時代」について書いていましたが、ICT化を見据えてということで「社会生活に取り入れられた「Society5.0時代」が到来しつつあり」という文言に変更しています。次に3行目について、コロナ禍やGIGAスクール構想を踏まえ「“非連続”といえるほど劇的に変わる状況」という強い表現に変更しています。また、3段落目に新学習指導要領に関わること、4段落目に本市オリジナルの「夢TRY科」を含む小中一貫教育、5段落目でGIGAスクール構想、6段落目で教職員の育成について記載するかたちで、「はじめに」をまとめています。

続きまして、「基本目標・重点目標」ですが、昨年から変わった点として、昨年度総合教育会議で改訂した「東大阪市教育行政に関する大綱」の順番に合わせるよう、「めざす子ども像」「めざす学校園像」の枠と「重点目標」の枠を上下反対にしております。また、「めざす子ども像」「めざす学校園像」の9番目に「情報社会に対応できる子ども」「情報活用能力を育成する学校園」を追記いたしました。

続きまして3ページです。上に大きく二つの円があります。昨年度までは小中一貫教育を進めるということでこれに特化した形での表記をしていましたが、来年度以降につきましては、こちらも同じぐらい重要であるということで、「新しいICT環境で推進する東大阪市の教育」を並記しました。また、3ページ下の「令和3年度強化事項」につきましては、より絞った項目数に精選することで、校園長・教職員に、特にここが重要なんだということを強調しています。一番上に「地域と繋がる小中一貫教育の充実」を掲げたのも、コミュニティスクールの導入を意識したものとしています。

続きまして、5ページ「言語活動の充実」の最後の文ですが、「また、タブレットPCによる思考の可視化や共有化により、子どもたちが、より主体的で対話的に学ぶ授業をめざしていく。」という、タブレットPCを活用した学びの充実を、ここに追記しています。

続きまして6ページ「個に応じた指導の推進」本文2行目後ろの方に、同じような工夫として「タブレットPCを活用した個別最適化」という文言を入れました。

続きまして7ページ「情報教育の推進」では、今年度より小学校新学習指導要領が全面

実施されており、国から「小学校プログラミング教育の手引き」という冊子が配付されておりますので、これを付け加えています。また、「教職員のICT活用指導力の向上」では、電子黒板の次にタブレットPCを追記しました。

続きまして10ページ「「いじめ」の未然防止と対応」では、「「いじめ」の未然防止及び早期発見早期対応は喫緊の課題である。」と記載し、本市が抱えている一つの課題ということで、強調する形としています。また、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」という国のガイドラインが示されましたので、参考資料に追記しています。それから、「長期欠席・不登校児童生徒への対応」においても、府の冊子「不登校児童生徒への支援実践事例集～児童生徒に寄り添った支援のために～」が示されましたので、参考資料に追記しています。

続きまして11ページ「生き方を考えるキャリア教育」では、キャリア教育の充実の観点から、参考資料として「東大阪版キャリア・パスポート」を追記しました。

続きまして12ページ「健やかな体」では、これまでと事業名が変わったということで「運動部活動等補助職員配置事業」「小学校ふれあい事業」「タグラグビー普及推進事業」を関連事業として記載しています。

続きまして16ページ「学び続ける教職員」では、校園内におけるOJTを推進するとともに、教員等に求められる資質・能力をキャリアパス（経験や職責）に応じて整理した「大阪府教員等育成指標」に基づき、本市においても取組んでおります。大きく変更のあった部分については以上です。

【土屋教育長】

つづきまして、東大阪市生涯学習推進計画について、詳しく説明をお願いします。

【安井社会教育部次長】

第四次東大阪市生涯学習推進計画素案についてご説明いたします。まず、ご用意させていただいております資料につきましては、昨年10月の教育委員協議会でパブリックコメ

ント前にご提示いたしました素案に、パブリックコメントでいただいたご意見の一部及びこの間にあった庁内各課等の修正依頼や軽微な文言の変更等を反映いたしまして計画案としたものです。また、今回パブリックコメントでは2者から5つのご意見をいただいておりますが、その意見概要とパブリックコメントに寄せられた意見に対する市の考え方を記載しましたA3の資料及び社会教育委員からの答申文を参考に配付しております。

まず、簡単に計画概要をご説明いたします。現行計画である第三次東大阪市生涯学習推進計画の計画期間が令和2年度までとされていることから、今回新たに第四次東大阪市生涯学習推進計画を策定いたします。計画案については、令和元年度より外部委員で構成された「社会教育委員の会議」や庁内組織である「生涯学習庁内推進本部・幹事会」において、ご審議、ご意見をいただきながら作成を進めてきたもので、今回令和3年1月27日付で社会教育委員の会議より答申をいただいた計画案となっており、これに沿って簡単にご説明させていただきます。

新計画については、現行計画の総括や市民意識調査等で見えてきた課題を整理し、人生100年時代を見据えた本市の実情にあった計画を策定する必要があると考えています。計画案の19ページをご覧ください。ここでは現行計画の現状分析や市民意識調査結果から、①学習環境の整備、②市民のニーズにこたえる学習機会の提供、③市民参加の推進の3点について、課題として挙げています。

また、21ページでは新計画策定に向けた方向性として、こちらも3点挙げていますが、1点目といたしましては、生涯学習は非常に幅広い分野において行われており、各分野において策定された関連計画で重複した部分が多くあるため、進捗管理事業として重複することや生涯学習計画の位置付けとして不明瞭な部分があったことから、新計画では内容を精査し、生涯学習計画として必要な取組をわかりやすく明確化した記載内容となっています。2点目といたしまして、現行計画は抽象的な表現が多く、分野別の施策と市の事業との関連性が不明確な部分があり、また、「モノづくりのまち」や「ラグビーのまち」といった本市の特色を踏まえた施策についても少なく、明確な位置づけがなされていないということもありましたので、施策と具体的な事業との関連がわかりやすいものになるような

構成を意識しました。3点目に現行計画において、近年の生涯学習において課題となっている地域問題・課題への取組や市民参加について、個人の生きがいづくりと地域課題への取組について、市としての関りを明確化し、市民とともに生涯学習を推進していくというバランスを意識した方向で作成した内容となっております。

続いて、23ページをご覧ください。新計画では、現行計画で重視した「まなびづくり・ひとづくり・まちづくり」というまなびの循環を意識しながら、さらにひとづくりからまちづくりのステップにおいて人と人とのつながり、仲間と共に活動することがより良いまちづくりにつながるという考えのもと、「学び、つながり、高め合い、みんなでつくるまちづくり～生涯学習の活性化をめざして～」を基本理念とし、その実現に向け努力することで市民の生涯学習全体の活性化を進めていきます。24、25ページになりますが、具体的には、基本理念の考え方にに基づき、施策の柱として3つの基本方針を設定し、計画期間中に特に重点的に取り組むテーマとして「スポーツを通じたまちづくりの推進」「モノづくりの継承と学習機会の充実」「多様な主体との協働による学習支援と地域活動の促進」をリーディングプロジェクトとして位置付けております。さらに33～51ページにかけては、3つの基本方針に基づき、進めていく具体的な施策を位置付けております。

また、現行計画では特に記載がなかったものですが、53ページ以降に今後10年の生涯学習の推進状況を把握するため評価指標・目標を設定し、計画を効果的に推進してまいります。

今回本計画策定に当たりまして、昨年12月1日から本年1月4日まで、パブリックコメントを実施しました。その中で、2者から5つのご意見をいただいております。日本語教育支援に関する内容が主でございました。そのご意見をまとめたものを参考資料として配付しております。資料ではご意見に対しましての市の考え方を記載しており、この考え方につきましては、庁内組織の「生涯学習庁内推進本部」や「社会教育委員の会議」でご承認をいただいたうえで、一番右の列にて最終案としております。

なお、いただいたご意見を基に計画内容に一文追加しております。具体的内容としましては、ご意見番号3やご意見番号5にあるような日本語学習支援については、これまでも施

策において一定取組を行ってはおりますが、今後も引き続き基礎的な学習支援の充実を図っていくという市の方向性を計画書内において示すために「教育機会確保等や日本語教育推進法に基づく取組の充実を検討します。」という文言を追加したところです。

本定例会で、第四次生涯学習推進計画案につきまして議決をいただきましたら、市長決裁を経て策定とさせていただきたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。なお、本計画案に対しまして、市長決裁の過程で市長よりご意見が出た場合は、若干の修正が入る可能性があることをご了承ください。また、市長決裁後策定内容が確定いたしましたら、「パブリックコメントに寄せられた意見に対する本市の考え方」につきましてもウェブサイト内で公表をする予定でございます。以上でございます。

【土屋教育長】

今、「議案第3号 令和3年度東大阪市学校教育基本目標・重点目標策定の件」及び「議案第4号 第四次東大阪市生涯学習推進計画策定の件」の概要の説明がありましたが、「議案第6号 令和2年度教育委員会表彰被表彰者決定の件」も含めまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

【土屋教育長】

議案第3号の令和3年度東大阪市学校教育基本目標・重点目標についてですが、先ほど諸角教育次長が令和3年度から児童生徒1人1台タブレットを使った教育が始まるということで、このICT環境で推進する東大阪市の教育を2つ目の柱として、今年度書き加えた、と説明がありました。今諮っている案の3ページに図式化されたものが載っていますが、特にこの中で、このICTを使った東大阪市の教育を始めていくにあたっての一番の重点・抱負・期待というか、そのあたりについて、諸角教育次長がどのように考えているか、お聞かせください。

【諸角教育次長】

本市教育委員会では、11月の段階でICTを活用した教育の推進に関する基本方針をまとめたところがございます。その中の基本方針で明記させていただいたのが、一人ひとりが自ら学ぶ力を育むということです。こういった部分で言いますと、本市も長年の全国学力・学習状況調査等の調査結果を見るに、やはり子どもたち一人ひとりが積極的に学ぶという、学びに向かう力が課題であると見えておりましたので、今回、全員がiPadを使うことができる環境が整うということを活用して子どもたちが主体的に学んでいく、文部科学省が言う、いわゆる個別最適化というような文言を使っておりますけれども、それに対応できるような教育、現場でいいますと具体的な授業づくりというものに反映させていきたいと考えておるところです。

【土屋教育長】

この辺りは令和3年度の基本目標・重点目標目標として挙げさせていただいておりますけれども、我々としても子どもたちが1人1台タブレットを使って、常時学習に迎えるという環境がこのように急速に実現するということについては、想定していなかった部分があります。そのような中で、これから試行錯誤と申しますか、様々な経験をできるだけ早く積み上げていって、子どもたちの学習に結実するような取り組みをしていかなければならないので、そういう意味で、この基本目標・重点目標の中に大きな柱として決めました。

【秦委員】

6ページにあります「国際理解教育の推進」の「多様な文化との出会い」ですが、様々な国にルーツを持つ子どもが東大阪市にいとあり、その次に「外国語教育の充実」とあります。そこには、主に英語について述べられていますが、様々な国にルーツがある子どもがいるということでも、多言語対応の先生の配置等、英語以外の選択肢を増やすというのは難しいと思いますが、サブ的に知ることができるというような環境がこれから少しでも整っていく可能性はあるのでしょうか。

【諸角教育次長】

いわゆる英語以外の外国語の習得という部分につきましては、学習指導要領には外国語教育とあり英語とはっきりと明記されてるわけではないですが、日本のほとんどの小中学校における外国語教育は英語教育ということになっています。それでは、それ以外の言語の国にルーツを持つ子どもたちに対してはどうなのかと言いますと、特別活動などで各学校が、いわゆる言葉という部分も含めて、文化をしっかりとアイデンティティとして受け継いでいく取り組みは以前からされておりますので、特に最近、これまで市立学校に在籍したことがない国からこられる家庭があつたりしますので、その子たちに対しては多文化共生という教育を今後も進めていきたいと考えております。

【土屋教育長】

いわゆる世界言語としての英語教育を推進していくと同時に、非常に多くの国から様々な文化的な背景がある方が日本に住まれることも想定されますので、そういう中で様々な文化背景を持った方と共に豊かに暮らしていけるようにするためにどうしていくのか、これも重要な課題であります。そういう意味で、基本目標・重点目標の中で記載しているものです。

【山中委員】

15 ページ「教職員の資質向上」で効果的な研修の充実を図るとありますが、令和3年はどのような研修に力を入れていかれるのでしょうか。

【諸角教育次長】

令和3年度に新たに、という視点で申しますと、ICT機器を活用した授業力の育成というところの研修が新たに加わっていくと考えております。同時に大事な、子どもたちが適切に使ういわゆる道徳的な部分も含めた情報活用能力についても、教職員自身がしっかりと教えられるように、新たな時代のスキルを身につけていく研修が大切であると考えて

います。

【土屋教育長】

今、諸角教育次長から発言がありましたように、令和3年度は、この1人1台のタブレットを活用した教育をどう実現していくかというテーマからしますと、教職員のスキルアップというのが極めて重要な問題ですので、このあたりは我々としても、最重要課題として取り組んでいきたいと考えています。ただ単にタブレットを操作する、使う、使いこなすということだけではなく、学習や授業のあり方そのものがタブレットによって大きく変容してくることも十分想定されますので、どのように授業を進めていくか、どのように子どもたちに学んで学ばせるかということについて、これは令和3年度当初から全開でというわけにはいかないかもしれませんが、配慮しながら進めていく必要があると考えています。

【山中委員】

履修的なものにするのか、習得としてある一定のレベルを求めるテストをするなど習熟度を確認するようなものとするのか、どのように考えておられますか。

【諸角教育次長】

教員に対するテストというものはイメージをしていますが、ICT機器の活用については、基本的にどういうところまでできたのかというようなチェックをしていくスタイルでの研修はしていきたいと考えております。それ以外の部分については、16ページの「学び続ける教職員」というところにも書かせていただきましたけれども、教職員研修指標という新たな視点を、今年度も既に人権教育などでは行っておるところなんですけれども、こういうのを明確に持たせながら、先生方に自分のスキルアップを実感してもらいながら学んでもらいたいと思っています。

【山中委員】

自己チェックのような形式ですか。

【諸角教育次長】

今、行ってるのは基本的に自分で自身をチェックするというようなスタイルで行っています。

【土屋教育長】

他の案件もあわせて、何かございませんでしょうか。

【山中委員】

私は中小企業の経営者でありますので、生涯学習推進計画についてはとても興味深くみさせてもらいました。大学との連携についてですが、市民意識調査によると本市の社会人の方が大学に再度通ったり、修士を取るということを希望されている方が他市より多いということなのではないでしょうか。

【福原社会教育部長】

以前より、生涯学習についての連携は大学と行っています。昨今リカレント教育という形で注目されているので、そのニーズはますます高まっており、引き続き大学と連携しながら、また、企業との連携も考えながらやっていく必要があると考えています。

【山中委員】

18 ページに職業訓練や就業支援、市内中小企業の人材育成支援の記載がありますが、本市の場合、大学との連携によって、例えば近年の課題であればDXの件など、より生産性を高めるためにリカレント教育を実施するというようなイメージを持っているのでしょうか。

【福原社会教育部長】

主にひとり親世帯を対象としたの就業の問題や、学び直して技術を活かすというリカレント教育については、都市魅力産業スポーツ部と連携を取っています。具体的な施策については各部署で行っていただき、社会教育部としては就労支援の学習やリカレント教育の部分を生涯学習という側面からを支援していくかたちになります。

【山中委員】

具体的な施策を行う部署からあがってくるニーズに対して支援をしていくということでしょうか。

【福原社会教育部長】

そういうことです。

【土屋教育長】

今、山中委員から話があった点については、我々としても役割分担というところがやや明確になっていない部分がありますが、例えば中小企業の高度な技術開発を支援するという意味で中小企業の従業員に対する高度な技術教育をどうサポートしていくか、こういう話になると、都市魅力産業スポーツ部の方に重点が置かれます。ただ、人生設計としてリカレント教育というか、一定社会で経験を積んだうえで改めて専門的な知識をより深く学びたいという市民一人ひとりのニーズからいうと、社会教育が受け止めをする必要があるかと思います。同じアクションであっても、両面の要素が一人の方におこりうるということもあるので、総合的な観点で様々な施策を組み立て、具体的な施策の中でそれぞれの部局が持っている課題に対応し、我々としてはそれをつなげていく役割をしたいと考えています。一人ひとりの人生を豊かにするという意味での教育といえば社会教育ですが、一つは職業教育であったり、一つは生活の安定のための職業教育であったり、複合的な要素を持つケースが多いので、その辺りを我々としてつなげていくという役割を果たしていく必

要があると思っています。

【山中委員】

そんなに数は多くないかもしれませんが、中小企業で働いている方で博士号をとりたいとか、再び大学に行きたいとかというのがあると思います。当社のケースで言いますと、費用がかかるということで、会社としても支援してほしいという話もありました。市として、大学や院に行きたいという方に対して何か補助があれば、社会人にとってもいいのではないかと思います。

【土屋教育長】

これは後に非公開で審議を行う奨学金に関する話になりますが、基本的には経済的に困窮されている学生を支援するという視点での奨学金です。山中委員からご意見のあった、キャリアをより向上させる意味での就学をどうサポートしていくかということについては、これからの課題だと思います。外国の大学は半分くらいが社会人で入ってくるため、日本の大学は外国に比べると極めて新卒者が多いです。これから社会が情報化を中心として高度化していく中で、社会人が改めて大学や大学院で学び直す必要性というのは社会としても必要となってくると思います。今お話がありましたようなことも、市単独でできるかというのは難しいところがありますが、社会全体でより高度な技術に対応していくためには、ご指摘のあったようなシステムを何らかの形で考えてく必要があると思っています。

【秦委員】

31 ページで「生涯学習の方法として「インターネット」、「自宅での学習活動」、「テレビ・ラジオ」といった個人で行う学習が上位となっており、「講座・教室」や「グループ・サークルでの学習」に取り組む人は比較的少なくなっています。」とありますが、そもそも少なくなっている理由はあるのでしょうか。また、36 ページの「学習情報の提供」というところで、「学習に関する情報をどのように得ていますか」という質問に対し、

「市政だより」と回答する人が多いようです。元々、市民の学習を支援する活動について参加したい人が約2割との結果がありますが、これは数としてはどうなのでしょう。もっとたくさんの方が利用していただけるような講座を作る方向がいいのか、それともこの2割の皆さんが望む講座を充実させるべきなのでしょう。

【福原社会教育部長】

サークル等での学習というのは当然物理的に場所の問題もありますし、学ぶ年齢層というのもあると思います。実際、生涯学習の場として公民分館や貸館などがありますが、利用いただいている市民の方は相当高齢化しているということもあり、若い方がサークル等で仲間学び合うというような形はあまり見かけません。どちらかというが高齢者の方が中心として生涯学習をされているのが現状です。そうすると必然的に、グループ・サークルでの学習等が少なくなってくる傾向があると考えています。また、参加の意欲がある方約2割が講座を増やしていけばその割合が増えるのかということについては、人生100年時代と言われている中で、いわゆる超高齢者まで生涯学習をしていただけるというような環境を作っていくことが必要になると思っています。計画にも人生100年時代ということは出てきますし、そういうことを視野に入れた計画にしています。向こう10年間の計画ですので、この間にも技術革新等で学びが変わっていく可能性もあります。そういったことも柔軟に取り入れながら、生涯学習について今後も取り組んでいきたいと考えています。

【土屋教育長】

私が生涯学習庁内推進本部合同会議で発言したことですが、このインターネット時代に市民一人ひとりの関心が多様化していく中で、このインターネットというのは本当にそういう一人ひとりの個別的な興味・関心に対して非常にフィットするものです。そんな中で我々が進めていかなければならない社会教育のあり方というのが、従来と同じイメージでいいのか、この部分は大きな問題としてあると思います。一人ひとりの個別的な関心・ニ

ーズに対してどう対応していくか、とりわけインターネットができるデバイスが一般的になる中で、社会教育をどう考えていくかは大きなテーマです。ただ、一方でオンラインで繋がるということについては一般化していくだろうとは思いますが、その結果、逆に人がライブで繋がる必要性が改めて見直される可能性も十分あると考えています。そういうことと言いますと、社会教育では、人がライブの形で繋がるという、むしろ新しい可能性が市民の側からニーズとして出てくるのではないかと思います。そういったことにも十分注意を払いながら、「もうインターネットがあるから、行政が場を提供するのはもう終わりです」というのが、一方ではそういうこともあろうかと思いますが、逆に繋がる場をきちんと提供していくということを改めて確認しておく必要があるのではないかと思います。

【土屋教育長】

他にございませんか。

【各委員】

(なしの声あり)

【土屋教育長】

それでは、ただいまの日程第1「議案第3号」、日程第2「議案第4号」及び日程第4「議案第6号」の3案件につきまして、いずれも原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【土屋教育長】

ご異議なしと認めます。日程第1「議案第3号」、日程第2「議案第4号」及び日程第

4 「議案第6号」の3案件につきましては、いずれも原案のとおり可決することと決しました。

【土屋教育長】

次に、口頭報告をお願いいたします。

【教育政策室より概要を一括報告】

・後援名義

教育政策室 1件

学校教育推進室 1件

社会教育課 1件

【土屋教育長】

この際ですので、ご質問、ご意見等はございませんか。

【各委員】

(なしの声あり)

【土屋教育長】

それでは、これから審議を行う日程第3「議案第5号 市立義務教育諸学校教職員（管理職）異動内申の件」、日程第5「議案第7号 令和3年度東大阪市奨学生（入学準備金）決定の件」及び日程第6「議案第8号 いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づく調査の件」につきましては、非公開とさせていただきますので、傍聴者の方は退席をお願いいたします。

また、非公開審議の件については、日程第3「議案第5号」及び日程第5「議案第7号」については両教育次長、岩本学校教育部長、来田学校教育部次長、永吉教育政策室長以外の出席説明員の方々は退席をお願いいたします。また、日程第6「議案第8号」について

は、両教育次長、岩本学校教育部長、森田学校教育部参事、永吉育政策室長のみ入室してください。

※傍聴者退席

- 非公開審議 -

【土屋教育長】

本日予定いたしておりました議案審議はこれで終了いたしました。本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、ご異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【土屋教育長】

ご異議なしと認めます。それでは次回の教育委員会議の日程を事務局よりお願いします。

【事務局より】

次回の教育委員会議につきましては、令和3年3月19日(金)午後2時に開会する予定にしております。

【土屋教育長】

それでは、これをもちまして閉会いたします。委員の皆様方、また、ご出席の皆様、大変ご苦勞様でした。

会議録署名委員

東大阪市教育委員会教育長	土 屋 宝 土
東大阪市教育委員会委員	秦 卓 宏